

# NEWS LETTER

2010年2月号 (No.140)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikei.com/

## いよいよ確定申告スタート、今年のポイント

所得税の確定申告の季節となりました。  
申告期間は2月16日～3月15日です。  
今年のポイントは次の通りです。

\*一部の税務署は2月21日、28日の  
日曜日にも確定申告書の受付を行います。

区分	項目	内容
確定申告が必要 	給与収入が多額など	①年収2,000万円以上の場合 ②2カ所以上から給料をもらっている場合、確定申告が必要です。
	不動産収入	不動産貸付の収入がある場合(オーナー会社への貸付も対象)。青色申告で5棟10室以上の貸付は、貸借対照表及び総勘定元帳を作成する等、一定の条件を満たせば65万円の控除が可能です(通常は10万円)。
	不動産の売却	売却代金から購入価額と売却時の費用を差し引いた利益に税金がかかります。平成16年から、不動産の売却損失は原則として他の所得と相殺できなくなっています。
	株式の売却	原則、申告が必要です。証券会社に特定口座の届出をした方は申告不要(譲渡益の10%課税)ですが、損失の繰越(3年)を受ける場合は申告が必要です。また、申告分離課税を選択すると、平成21年分より、配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算及び繰越控除が可能となります。
	年金受取り	65歳未満だと最低70万円、65歳以上だと最低120万円が控除できますが、一定額以上の収入は申告が必要です。
	贈与税	「相続時精算課税制度」や「贈与税の配偶者控除」の適用には税額がゼロでも確定申告が必要となります。非課税枠110万円を超える贈与と、父母や祖父母から住宅取得に要する贈与の非課税制度(平成21年分は、500万円が上限)にも確定申告が必要です。
	消費税	平成19年の課税売上高が1,000万円を超えると、納税義務を有します。
還付申告が可能(1月から受付) 	医療費控除	年間の支払い医療費のうち10万円超の部分を控除でき、同居家族分も合算できます。医療費は、①通院の電車・バス代(タクシーは原則不可)、②マッサージ指圧師による治療代、③子供の歯並び矯正費用なども含みます。また、特定健康診査(メタボ健診)の結果が高血圧症等と診断され、特定保健指導を受けた場合、特定健康診査の費用と医師の指導による診療又は治療の対価は、控除の対象となります。いずれも領収書の添付が必要です。
	住宅ローン控除	ローンでマイホームを購入した場合、1年目は確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。控除額は、年末ローン残高の1%(認定長期優良住宅に該当する場合は、1.2%)です。年末残高の限度額は、5,000万円となります。税源移譲の実施に伴う控除額の減少は、申告することで減少分を翌年度分の住民税から控除することができます。また、バリアフリー工事、省エネ改修工事を行った場合も、同様の制度があります。
	地震保険料控除	損害保険契約等について支払った地震等損害部分の保険料がある場合、最大5万円の所得控除が取れます。
	その他	年末調整で控除もれがあった場合、年の中途に退職して再就職しなかった場合、なども還付申告が可能です。なお、還付申告は5年間可能(確定申告を提出済みの場合は1年間)です。平成17年分以降で申告が未済の方はまだ間に合います。

※3月号は確定申告の時期のためお休みさせていただきます。

(高萩 浩之)